

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第9号
監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の安全対策に関する事務
所 管 所 属：大阪港湾局
通 知 日：令和8年6月3日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)																		
4	海浜緑地の遊具・柵における維持管理について改善を求めたもの 大阪港湾局が策定した既存の維持管理計画に、下図の海浜緑地の遊具・柵については記載がなかった。また、大阪港湾局の巡視点検において、点検内容等が記載された点検記録がなかった。 <table><tr><td>プラザ池臨港緑地</td><td>桜島臨港緑地</td><td>新夕陽丘</td></tr><tr><td>川のある緑道</td><td>常吉臨港緑地</td><td>常吉西臨港緑地</td></tr><tr><td>管理センター前プラザ臨港緑地</td><td>弁天ふ頭臨港緑地</td><td>野鳥園臨港緑地</td></tr><tr><td>第1, 2突堤北臨港緑地</td><td>大正内港臨港緑地</td><td>咲洲キャナル</td></tr><tr><td>かもめ臨港緑地</td><td>舞洲緑道</td><td>親水堤防 (C-8)</td></tr><tr><td>南港緑道</td><td>舞洲緑地</td><td></td></tr></table> 【指摘事項】 大阪港湾局は、所管する海浜緑地における遊具・柵について、既存の維持管理計画に盛り込み、それに基づき計画的に点検や補修、更新を実施すること。	プラザ池臨港緑地	桜島臨港緑地	新夕陽丘	川のある緑道	常吉臨港緑地	常吉西臨港緑地	管理センター前プラザ臨港緑地	弁天ふ頭臨港緑地	野鳥園臨港緑地	第1, 2突堤北臨港緑地	大正内港臨港緑地	咲洲キャナル	かもめ臨港緑地	舞洲緑道	親水堤防 (C-8)	南港緑道	舞洲緑地		所管する海浜緑地及び臨港緑地において、現状、遊具・柵だけではなく、樹木等についても平面図や台帳等が十分に整備されていない。 よって、点検については、維持管理計画を更新するまでの暫定運用として点検計画や点検記録表を作成し、令和6年3月28日に関係職員に周知の上、令和6年4月1日から運用を開始した。 令和6年9月27日契約の令和6年度臨港緑地内樹木等調査業務委託により、現況調査を実施し、その結果を反映した平面図等を作成し、緑地台帳の整理を令和7年3月21日までに行った。 その成果品を用いて、令和7年10月2日契約の令和7年度 大阪港港湾の施設の維持管理計画策定業務委託（緑地）により維持管理計画を策定し、令和8年3月30日までに関係部署へ周知した。令和8年4月以降、この計画に基づき、点検・補修・更新を実施する。	措置済	令和8年3月30日
プラザ池臨港緑地	桜島臨港緑地	新夕陽丘																				
川のある緑道	常吉臨港緑地	常吉西臨港緑地																				
管理センター前プラザ臨港緑地	弁天ふ頭臨港緑地	野鳥園臨港緑地																				
第1, 2突堤北臨港緑地	大正内港臨港緑地	咲洲キャナル																				
かもめ臨港緑地	舞洲緑道	親水堤防 (C-8)																				
南港緑道	舞洲緑地																					

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監6の第13号

監 査 の 対 象：令和5年度監査委員監査 許認可等事務

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和8年6月16日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	保育所等の設置に関する許認可等事務について整理するよう改善を求めたもの 今回の監査で確認したところ、認可のための実質的な審査が認可申請より前に実施されているように見える事務手続や要綱となっており、申請に対する審査の起点や一部の手続が、明確に整理されているとは言えない状況であった。 【指摘事項】 こども青少年局は、保育所等の設置認可に関する許認可等事務について、関係法令の意義や目的を踏まえた上で速やかに整理し、各種規程や文書を適切に整備し直し、運用されたい。	・令和6年度、こども青少年局内関係部署で連携し、保育所等の設置に関する許認可事務に関連する各種規程等の洗い出しを行い、関係法令の意義や目的を踏まえて、総務局等関係部署とも調整の上、次のとおり整理した。 指摘のあった「認可のための実質的な審査が認可申請より前に実施されているように見える事務手続や要綱」に関する部分は、民間保育所の新設等に係るものについての適合審査に関するルールを定めたものであり、当該適合審査を受けなければ認可できないものではないことから、従前の許認可事務に関する「大阪市保育所設置認可等要綱」及び「大阪市家庭的保育事業等認可等要綱」から削除し、別途、事業者の計画と条例等の基準との適合審査事務に係る要綱を制定することとした。 ・令和7年度、上記各要綱の改正、制定を検討したところ、廃園に係る手続きや保育所を運営する法人が会社更生法の適用をうけ事業譲渡を行うケース等についても見直し等を行う必要が生じた。これらの課題もあわせて整理した上で許認可事務に関する各要綱を改正及び「大阪市保育所及び家庭的保育事業等設置運営予定者審査要綱」の制定を行い、令和8年4月1日に施行し、令和8年度大阪市児童福祉審議会 保育事業設置運営予定者審査部会より運用を開始した。	措置済	令和8年4月1日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 7 の第 7 号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 大阪港埠頭ターミナル株式会社

所 管 所 属：大阪港湾局

通 知 日：令和 8 年 6 月 19 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	余剰資金の資金計画作成及び取締役会決議について是正を求めたもの 【大阪港埠頭ターミナル株式会社に対して】 団体の資金計画について状況を確認したところ、資金運用に関し、資金計画の作成及び運用枠の設定をしていないとのことであった。 【指摘事項】 1. 団体は、事業計画・予算に沿った資金計画を作成し、取締役会の承認を得られたい。 2. 取締役会の承認を得た資金計画の範囲内で余剰資金を運用されたい。	【1】 ・令和 7 年度以降は年度毎に余剰資金を把握した上で、資金計画を作成し、当該事業年度の前年度末に開催する取締役会に諮り、承認を得ることとし、令和 7 年度の資金計画について令和 7 年 3 月 7 日（金）の取締役会で承認を得た。 【2】 ・令和 7 年度は、定期預金の預入や社債の購入など、取締役会で承認を得た資金計画に基づき資金運用委員会にて検討し、令和 7 年 4 月 15 日及び令和 7 年 7 月 15 日の常勤役員会にて承認を得た上で、余剰資金の運用を行い、令和 8 年 3 月 11 日の取締役会にて資金運用実績を確認した。 ・また、令和 8 年度の資金計画についても、令和 8 年 3 月 11 日の取締役会で承認を得ており、継続して余剰資金の運用を行っていく。	措置済	令和 8 年 3 月 11 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
6	団体株式の売却について改善を求めたもの 【大阪港湾局に対して】 大阪港湾局は、当該団体の株式売却を目指す方針を出し、団体出資者と継続的に株式売却に関する協議を続け、令和2年及び3年には現出資者以外の株式取得希望者とも協議を行っているが、団体株式の売却が進んでいない。 【指摘事項】 大阪港湾局は、団体株式の売却が着実に進展するように具体的な戦略と計画を早期に策定し、株式売却に取り組まれない。	・株式売却に取り組むにあたって、当該団体の株式が、非上場株式であり市場性や流動性に乏しい点や、段階的な売却（一部売却）では、本市の議決権が減少し、株主の権利が脆弱になることへの懸念等を踏まえて、既存株主への一括売却をめざすこととし、令和7年10～11月にかけて、主要株主の協力のもと、当該団体の株式に関する聞き取り調査を実施したが、現状では株式取得への前向きな回答を得るには至らなかった。 ・当該団体における直近10年間の経営状況を確認したところ、当期純利益がピーク時の半分以下に減少していることを踏まえ、本市と連携の上で当該団体は、収益性の低い事業をターゲットにした令和12年度に向けた経営改善計画を令和8年3月11日付で策定し、当期純利益の最大化をめざすこととした。 ・これに加えて、株式売却における経緯を確認したところ、関心を示した株主は、株価よりも企業価値が低いと感じて、売却に至らなかったと推察されることから、当該団体は、本市と連携の上で令和8年度中に企業価値向上計画を策定し、株主との関係性や事業基盤の強化等による当該団体の魅力向上をめざすこととした。 ・また、当該団体の株式が売却に至っていない現状を踏まえれば、当該団体が経営改善及び企業価値向上に注力する間は、積極的な株式売却は差し控え、当該団体の魅力が向上した後の令和11年度に、本市が主要株主に対して株式の追加取得を打診するなど、株式売却に向けて積極的に取り組んでいくこととした。 ・本市は、経営改善と企業価値向上を柱とする方策を取りまとめ、株式売却に向けた具体的な戦略と計画として、令和8年3月26日に「大阪港埠頭ターミナル株式会社の株式売却に向けた取組方針」を策定した。なお、本取組方針の計画期間である令和7年度からの5年間の取組により、当該団体の株式の追加取得に関心を示す株主が現れない場合は、状況を踏まえて、より多角的な検証・検討を行っていくこととする。	措置済	令和8年3月26日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 7 の第 8 号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 公共工事（道路河川）の品質確保に関する履行状況の確認

所 管 所 属：建設局

通 知 日：令和 8 年 6 月 1 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	道路工事に用いる材料を適切に確認するよう改善を求めたもの 国道479号清水共同溝その他工事－2（抽出番号7）での工事材料の確認において、設計図書から工事材料を変更するに当たり、受注者から施工承諾願等の提出を受けた上で施工すべきところ提出を受けていなかった。 【指摘事項】 建設局は、受注者が書類提出しないまま施工しないよう監督職員が工事の進捗状況を把握した上で適切な指示を行うなど、工事監督マニュアルに定める材料確認の手順が徹底される仕組みを構築されたい。	・今回指摘を受けた『施工承諾願・材料承諾願』の取扱いについて、当該事業所の関係職員に対して令和 7 年 1 月 21 日に監督員会議（監督部署内の会議体）にて勉強会を実施した。 ・工事関係の重要書類の授受・適切な受注者への指導では『進捗・懸案報告資料』を試行的に運用し、令和 7 年 2 月より、各事業所の監督員会議を活用し、監督補助者（監督担当者）だけでなく、監督職員（課長級）、補助監督職員（係長級）が必ず参画し、以下の取組を実施した。 1）監督補助者に『進捗・懸案報告資料』として「施工プロセス」のチェックリストを用いて、『問題点・自己把握』及び『話す訓練』を実施する。（理解説明力の訓練） 2）『懸案・疑義』項目は、会議参画者を含む『複数の目』で確認し、監督職員・補助監督職員が主導的に関与し、解決に向けて受注者との協議を組織的に対応する。（プレイイングマネージャー化） 3）監督補助者に『事業の一環での工事監督業務である』ことを意識づけ、監督領域を固定させず、主導的・幅広に『自身の業務』として取込む必要があることを理解させる。（担当職員の多能工化） ・上記の会議体において、懸案・疑義が確認された場合、その重要度に応じて、監督職員・補助監督職員を含む複数名で、適切に工事履行ができるよう、受注者の現場代理人や監理技術者だけでなく、代表取締役まで指導するものとし、指導に応じない場合は『指示書の発出』や『工事の中止・中断』を視野に入れて、工事成績評定でも厳しく査定するなど、監督部署一体で取組んだ。 ・令和 7 年 2 月より工事監督マニュアルへの舗装路盤材に使用する材料の承認行為を試行的に追加し、承認行為の実行性について検証を行った。 ・上記マニュアル改訂案及び上記の会議体について検証した結果、問題がないことから舗装路盤材に使用する材料の承諾行為について、適切な事務処理を徹底するよう令和 7 年 11 月 11 日に局内周知を図った。 ・また、工事監督マニュアルを改訂し、令和 8 年 5 月 15 日に局全体に周知を行った。以降は、監督員会議における会議体の運用効果を PDCA サイクルにて確認・実施する。	措置済	令和 8 年 5 月 15 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	橋梁工事において塗膜除去する際の安全管理について改善を求めたもの 新御堂筋線西中島北高架橋(北行東側オフランプ)塗装工事(抽出番号9)での旧塗膜除去において、ベンジルアルコールを主成分とする剥離剤のSDSに記載された保護具を着用すべきところ、剥離等作業者が呼吸用保護具や保護眼鏡を適切に使用していない工事写真が複数枚検出された。 【指摘事項】 建設局は、現場確認表(チェックリスト)に剥離剤の有害性に関する安全確認項目を追加するなど受注者の安全管理体制を適時、確認する仕組みを構築されたい。	・塗装剥離剤の有毒性に関する認識について、当該事業所の関係職員に対して令和6年11月26日に監督員会議にて勉強会を実施した。 ・監督担当部署が受注者の安全対策の履行状況確認として、令和6年12月より剥離剤を伴う作業においては、施工計画書に安全対策状況の報告義務(写真の提出)とする記載を試行的に運用し、実効性の確認を行った。 ・なお、類似作業においては、監督職員(課長級)及び補助監督職員(係長級)、監督補助者(監督担当者)より、各受注者に対して安全対策を徹底させ、その都度、施工計画書への反映を指導する。 ・令和7年2月より工事監督マニュアルへの剥離剤有害性に関する安全確認を試行的に追加し、安全管理の実行性について検証を行った。 ・上記マニュアル改訂案を用いて検証した結果、問題がないことから剥離剤使用に関する安全管理について、有害性を含む剥離剤を使用する場合の安全管理を徹底するよう令和7年11月11日に局内周知を図った。 ・また、工事監督マニュアルを改訂し、令和8年5月15日に局全体に周知を行うとともに、厚生労働省の通知文書を庁内ポータルへ掲載し、監督担当職員の意識の浸透を図った。	措置済	令和8年5月15日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 7 の第10号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 学校における契約事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和 8 年 6 月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	契約関係書類の保管等について改善を求めたもの ・消防用設備補修の工事発注において、見積依頼を受けた業者が現場下見の際に、仕様明細書の数量減の提案を行い、契約事務担当者は了承したものの、他業者に仕様変更の連絡を失念し、結果、数量の異なる見積書となっていたにもかかわらず、契約事務担当者は、数量減の提案を行った業者と契約を締結した。 ・エアコン補修工事発注において、契約決定業者よりも安価な価格を提示している業者を延着無効と判断して除外していたものの、当該見積書の日付は期限どおりとなっていた。しかし、封筒等が添付されておらず、監査部が現認した限りでは延着理由が確認できなかった。 ・放送設備補修工事発注において 2 者に比較見積依頼を行っていたが、1 者が電話での辞退回答をしたことにより 1 者見積結果での契約となっていた。この場合、業者からの辞退回答が早期であったとすると、別の業者に依頼をかけることによって、より安価な見積を徴取できる見込みがあった。 ・実地調査全校において、関係書類における必要事項の記入漏れ（契約年月日、前回契約実績業者等）や日付の誤記入（見積書、納品等確認書）が多数検出された。 【指摘事項】 1. 教育委員会事務局は、契約事務担当者が適切な事務処理が行えるよう、マニュアル等の改定及び研修内容の点検を実施されたい。 2. 教育委員会事務局は、契約事務（公金支出）に係る書類等の証拠を確実に保管することを改めて周知するなど適切な措置を講じられたい。	【1】 契約事務担当者が適切な事務処理が行えるよう、マニュアル等の改定を令和 7 年 3 月31日に行った。 また、令和 7 年度実施の各種研修等について、マニュアル等の改定に沿った内容に合致しているか点検を行い、研修資料を変更のうえ研修等を、令和 7 年 4 月14日から令和 8 年 3 月31日までの間に実施した。 【2】 契約事務（公金支出）に係る書類等の証拠を確実に保管することを令和 7 年 3 月31日に改めて周知した。 また、令和 7 年度に各種研修等を令和 7 年 4 月14日から令和 8 年 3 月31日までの間に実施し、周知内容の定着を図った。	措置済	令和 8 年 3 月31日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	比較見積時における経済性の確保等について改善を求めたもの ・令和5年度の物品購入等の契約において、1者見積による契約決定が5割を超える(24件/42件)学校があった。 ・また、前回契約実績業者を含めた比較見積案件が8割を超え(29件/35件)、うち22件は前回契約実績業者と契約決定(うち6件は他者辞退による1者見積での契約決定)している学校があった。 【指摘事項】 教育委員会事務局は、マニュアル等の点検を行い、公正な価格競争が働く比較見積が執行されるようマニュアル等を改定するとともに、契約事務担当者に周知されたい。	複数者による見積依頼において、辞退の申し出があった場合は可能な限り追加の見積依頼を行い一者見積とならないようマニュアル等への明記をするとともに、令和7年3月31日に契約事務担当者に周知した。 令和7年度に契約事務担当者へ各種研修等を令和7年4月14日から令和8年3月31日までの間に実施し、周知内容の定着を図った。 また、前回契約実績業者を比較見積に含める運用について、令和7年10月16日に校園に関する契約方針を改定し(令和8年4月1日適用)、令和7年10月28日から令和8年3月31日までの間に契約事務担当者に研修を実施し、令和7年12月19日付で文書により周知した。	措置済	令和8年3月31日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 7 の第15号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 土地賃貸に関する事務

所 管 所 属：契約管財局

通 知 日：令和 8 年 6 月19日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	貸付料改定の検証方法について改善を求めたもの 運用指針における、「直近合意」に対する捉え方が、実地調査を実施した所属によって異なっており、現行貸付料の検証における取扱いに齟齬があることが確認された。 契約管財局及び大阪港湾局では 3 年毎の検証は実施されているが、「直近合意」は 3 年前の前回検証時と認識しており、賃料改定が実施されていない場合であっても、賃料の合意があったものと考えている。 一方、計画調整局及び都市整備局における、3 年毎の検証については、「直近合意」は現行貸付料を最初に決定した時期を指しており、検証の結果、賃料改定が実施されていない場合は、賃料の合意とは言えないとの認識である。 実地調査においては、「直近合意」には、①現行貸付料を最初に決定した時期、②前回検証時期（賃料改定しない通知あり）、③前回検証時期（賃料改定しない通知なし）の 3 通りを検出した。 【指摘事項】 1. 制度所管所属である契約管財局は、貸付料の改定・見直しにおける各局の実態調査を行い、検証方法を統一されたい。 2. 契約管財局は、上記 1 を実施した上で、運用指針において、貸付料改定の検証方法における解釈が統一されるよう追記・修正を行い、周知されたい。 3. 契約管財局は、上記 1・2 を実施した上で、検証方法が変更となる所属における貸付料の改定・見直しの実施期限をできる限りすみやかに取り決め、指示されたい。	【1】 ・貸付料の改定・見直しに関する各局の実態調査を実施し、各局の「直近合意」の認識について把握した。（令和 7 年 4 月25日～令和 7 年 9 月30日） ・上記調査結果及び【2】の弁護士・不動産鑑定士相談結果を踏まえ、検証方法の統一を図った。具体的には、「直近合意時点」を定義づけ、直近合意時点を明確化するための措置（合意書の締結など）を例示し、これにより明確化された直近合意時点の貸付料（直近合意貸付料）について、3 年毎に検証を行うこととし、これを各局へ通知した。（令和 7 年12月26日） 【2】 ・「直近合意」の定義等の統一化に関し、弁護士・不動産鑑定士相談を実施した。（令和 7 年 3 月11日・令和 7 年 3 月26日） ・上記相談結果及び【1】の調査結果を踏まえ、「直近合意時点」及び「直近合意貸付料」を定義づけ（令和 7 年12月26日）、同内容を反映するため運用指針を改正し通知した（令和 8 年 2 月 4 日）。加えて、財産管理主任会議において各局へ周知した（令和 8 年 3 月17日）。 【3】 ・【1】のとおり検証方法を統一し、検証方法が変更となる所属に対する改定・見直し実施期限を定めた上で、通知した（令和 7 年12月26日）。また、同内容を財産管理主任会議において各局へ周知した（令和 8 年 3 月17日）。	措置済	令和 8 年 3 月17日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 7 の第15号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 土地賃貸に関する事務

所 管 所 属：大阪港湾局

通 知 日：令和 8 年 6 月19日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	使用貸借契約手続について改善を求めたもの 昭和22年の警察法改正により大阪市警察が創設されたが、昭和29年に再び警察法が改正され、大阪市警察が廃止され大阪府へ移管された。 これに基づき、昭和31年12月17日付けで、本市と大阪府で使用貸借契約を一括して締結しているが、大阪港湾局においては、大阪府に大阪港水上警察署車庫として無償で貸付を行う際に、本来、使用貸借契約を締結すべきところ、使用貸借にかかる契約手続は行っていないかった。 【指摘事項】 1. 大阪港湾局は、当該物件について、速やかに使用貸借契約を締結されたい。 2. 大阪港湾局は、定期的な契約内容の点検を行うなど、当該業務が適正に実施される仕組みを講じられたい。	【1】水上警察署と協議した結果、令和 8 年 4 月 1 日からの使用貸借契約を令和 8 年 3 月 6 日付けで締結した。 【2】定期的な契約内容の点検について、貸付台帳と契約書の整合性チェックを「港区」「此花区」「大正・住之江・西区」に分け、全体としては 3 年に 1 回行うよう取り決め、関係課にも令和 7 年 3 月31日付けで事務連絡を行った。 令和 8 年 1 月19日付けで契約内容の点検手法を定め、令和 7 年度については、「大正・住之江・西区」の点検を 2 月末までに完了させた。	措置済	令和 8 年 3 月 6 日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第18号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 株式会社大阪鶴見フラワーセンター

所管所属：経済戦略局

通知日：令和8年6月16日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	固定資産の管理について是正を求めたもの 本法人では、固定資産台帳に登録されている固定資産のうち、登録内容から現物の特定が困難な資産については、実地照合の対象から除外されていた。 【指摘事項】 本法人は、過去の資料を確認することを含め、固定資産の適切な現物管理に資するように、台帳を整理し、登録されている固定資産について実地照合を行われたい。	実地照合の対象から除外していた確認困難な資産について、過去資料を確認したところ、既に更新済みであることが判明した資産は、令和6年12月31日付で除却処理を行った。 また、令和7年12月19日に公認会計士である当社監査役に相談し、過去資料が現存しておらず現物の特定が困難な資産については、現実的な対応として現物特定に準じる判断が可能な資産として取扱い、固定資産台帳上、「実地照合済みに準ずる資産」として整理し、他の資産と明確に区分して管理することとした上で、令和8年1月29日付で実地照合を完了させた。	措置済	令和8年1月29日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第 1 号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 財政局所管システムにおける情報セキュリティ対策に関する事務

所 管 所 属：財政局

通 知 日：令和 8 年 6 月 29 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	実施手順の周知について改善を求めたもの 今回の監査において、財政局（弁天町市税事務所管理担当）では、令和 6 年 4 月 1 日の実施手順改正について、担当内のシステム利用職員に改正内容の周知を行っていなかった。 【指摘事項】 財政局は、実施手順の改正の通知があった場合は、改正内容の確認を徹底するとともに、システム利用職員まで確実に周知されるよう、情報セキュリティ責任者の下、規定に基づき実施されたい。	【実施手順の改正について】 ・令和 6 年 4 月 1 日付改正後の実施手順については、令和 7 年 8 月 25 日にメールで周知するとともに、令和 7 年 10 月 2 日の朝礼において、実施手順の目的、情報を守ることの重要性及び遵守すべき事項の徹底について伝達し、改めて実施手順をメールで周知した。 ・令和 7 年 12 月 19 日付けで通知のあった令和 8 年 1 月 5 日付改正の実施手順については、改正内容を確認し、令和 7 年 12 月 27 日にメールで周知するとともに、令和 8 年 1 月 13 日の朝礼において周知した。 ・令和 8 年 3 月 31 日付けの税務事務システム・電子申告システム情報セキュリティ実施手順の改正について、令和 8 年 4 月 16 日にメールで周知するとともに、令和 8 年 4 月 20 日の朝礼において周知した。 ・今後、実施手順が改正された場合は、情報セキュリティ責任者の下、改正内容を確認するとともに、改正内容にかかわらず、メール及び朝礼で担当内に周知する。また、人事異動後には、改めて実施手順をメールで周知するとともに、実施手順の目的、情報を守ることの重要性及び遵守すべき事項の徹底について伝達を行う。さらに、新任職員に対しては、新任研修時に実施手順の説明を行う。 【事務引継ぎについて】 ・情報セキュリティ責任者及びシステム担当係長の人事異動に伴い、令和 8 年 3 月 27 日に事務引継書により引継ぎを実施した。次年度以降においても確実かつ継続的に引継ぎを実施する。	措置済	令和 8 年 4 月 20 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監8の第2号

監 査 の 対 象：令和7年度監査委員監査 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

所 管 所 属：健康局

通 知 日：令和8年7月2日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	施設取得にかかる会計処理については是正及び改善を求めたもの 令和2年度に大阪府より現物出資された建物について、地方独立行政法人会計基準第87第1項における設立団体の長による特定を受けていなかった。 また、平成30年度から大阪府・市より交付を受けている施設費を財源とする施設について、同基準における設立団体の長による特定を受けておらず、預り施設費を資産見返補助金等（負債）に振り替える会計処理がされていた。 【指摘事項】 1．本法人は、遡及して設立団体の長による特定を受けられたい。 2．本法人は、取得時点に遡って預り施設費を資本剰余金に振り替えた上で、令和7年度決算において施設取得時からの影響を財務諸表に取り込まれたい。 3．本法人は、地方独立行政法人の会計処理に当たって誤りやすいポイントや設立団体との事前協議が必要な事項を留意事項として取りまとめて関係職員に共有することや、地方独立行政法人会計基準に詳しい会計の専門家から、これまでの支援に加えてチェックリストの作成に関する支援も受けるなど、会計処理の正確性を確保し、財務諸表が適正に作成される仕組みを講じられたい。	【1】 ・令和7年10月29日付けで大阪府知事へ特定の償却資産の指定の依頼を行い、令和7年12月1日付けで大阪府知事より特定の償却資産の指定を受けた。【措置済】 【2】 ・令和7年度決算において預り施設費を資本剰余金に振り替える会計処理を行い、令和7年度財務諸表に反映させるとともに、令和8年6月24日付けで本法人理事会において承認を得た。【措置済】 【3】 ・誤りやすいポイント等については、再発防止策として、財務諸表一式に係る作業マニュアルに今回の指摘事項に係る内容を追記し、令和7年10月31日より財務諸表作成部署内で共有した。【措置済】 ・本法人が「地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務」に係る委託契約を締結している監査法人に依頼し、令和8年3月6日付けでチェックリストを作成した。また、令和8年4月1日付けで契約更新した際、委託項目にチェックリストの更新や会計基準等に基づく助言業務を追加するなど仕様内容の充実を図り、会計処理の正確性の確保及び財務諸表が適正に作成される仕組みを講じた。【措置済】	措置済	令和8年6月24日
2	財務諸表の注記については是正及び改善を求めたもの 令和6年度の財務諸表の損益計算書及び行政コスト計算書に関する注記事項について、法人が所有する施設に入居している大阪市立環境科学研究センターからの施設維持管理分担金収益を行政コストから控除する自己収入に含んでおらず、住民等の負担に帰せられるコストが過剰に計上されていた。 また、金融商品の時価等に関する注記事項について、金融商品に該当する現金及び預金、未収入金、未払金の記載がなく、注記を省略している旨の記載もなかった。 【指摘事項】 本法人は、財務諸表の注記事項について誤りやすいポイントやほかの開示事項等との整合性が求められる箇所を留意事項として取りまとめて関係職員に共有することや、地方独立行政法人会計基準に詳しい会計の専門家から、これまでの支援に加えて開示書類の網羅性や正確性に特化した支援も受けるなど、開示書類の精度を高める仕組みを講じられたい。	・誤りやすいポイント等については、再発防止策として、財務諸表一式に係る作業マニュアルに今回の指摘事項に係る内容を追記し、令和7年10月31日より財務諸表作成部署内で共有した。【措置済】 ・本法人が監査法人と締結する「地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務」に係る委託契約について、令和8年4月1日付けで契約更新した際、委託項目にチェックリストの更新や会計基準等に基づく助言業務を追加するなど仕様内容の充実を図り、開示書類の精度を高める仕組みを講じた。【措置済】	措置済	令和8年4月1日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第 5 号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 市設建築物（図書館）の維持管理に関する事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和 8 年 6 月 10 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	法定点検の実施について改善を求めたもの 図書館の直近の特定建築物定期調査（以下「定期調査」という。）の点検報告書を確認したところ、一部の図書館において、定期調査の点検項目のうち、建築基準法上必要な防火設備及び排煙設備の点検が実施されていないことが確認された。 【指摘事項】 教育委員会事務局は、点検委託事業者に対し、定期調査の点検項目の要否判断理由を書面で求め、必要な点検項目について検討されているかを確認した上で、適切に点検を実施されたい。	・令和 8 年 1 月 9 日に開催した点検委託事業者の連絡調整会議で本監査における指摘内容を共有するとともに、点検委託内容の中に各種法令に基づく保守点検の実施状況の点検業務が含まれていることを周知し、点検漏れを起こさないように注意喚起を行った。 ・令和 7 年度の点検については、点検項目の要否判断理由を点検報告書に記載させ、記載内容を踏まえて点検項目の要否を確認し、項目の不足があったものについては年度内に必要なすべての検査を完了させた。また、3 年に 1 回の点検であるため、来年度以降の点検についても、同様に行う。	措置済	令和 8 年 3 月 31 日
2	法定点検記録の保存について改善を求めたもの フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）による点検の実施状況を確認したところ、簡易点検及び定期点検は実施されていたが受注者から点検・整備記録簿を受領しておらず、そのため、点検記録を保存していなかった。 【指摘事項】 教育委員会事務局は、業務委託契約における提出物のチェックリストを作成するなど、履行確認を実施できる仕組みを構築するとともに、フロン排出抑制法による第一種特定製品の点検記録を簿冊等で管理し、適切に保存されたい。	・業務委託契約における提出物については、令和 8 年 3 月 31 日までに提出物チェックリストを整備し、担当係長及び担当課長により確認を行った。新年度の体制で提出物チェックリストを見直し、令和 8 年 5 月 20 日に再整備した。また、フロン排出抑制法による点検記録は、令和 8 年 3 月 31 日までに点検・整備記録簿を全物件分整備し、整備した点検・整備記録簿は中央図書館と地域図書館共に文書管理システムにより簿冊で管理した。今後についても、同様に管理する。	措置済	令和 8 年 5 月 20 日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監８の第７号

監査の対象：令和７年度監査委員監査 阪神国際港湾株式会社

所管所属：大阪港湾局

通知日：令和８年７月２日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	契約関連書類に規定の対象については是正及び改善を求めたもの 本法人が大阪港埠頭株式会社との間で令和７年３月31日に取り交わした大阪港の埠頭施設に係る賃貸借契約書第15条において、貸付物件の「維持修繕、改良及び更新」の費用負担者や実施者、資産等の権利の帰属先等を規定している。一方で、同日付けで取り交わした覚書第３条では、契約書第15条第１項および第２項の「改良及び補修」について翌年度の工事実施計画及び通年の予算を記載した書類を本法人から大阪港埠頭株式会社に提出することを規定しており、契約書第15条に規定の対象と一致していなかった。 【指摘事項】 １．本法人は、覚書について、両者の解釈を再確認し、必要に応じ変更覚書の締結、もしくは解釈に相違がないことの協議の結果を記録として保存されたい。 ２．本法人は、契約書に紐づく覚書等を締結する際には、決裁手続において関連する契約書を参考資料として添付するとともに、チェックリストを作成するなど、関連書類間の整合性を確保しつつ、一貫性のある覚書等が作成される仕組みを講じられたい。	【１】 令和８年１月23日付で変更覚書の締結を行った。 【２】 契約書に紐づく覚書等の締結に際しては、決裁手続において関連する契約書を参考資料として添付することとした。この運用に基づき、令和８年１月23日付で締結した変更覚書の決裁においても契約書を添付した。また、チェックリストを作成し、関連書類間の整合性を確保しつつ、一貫性のある覚書等が作成される仕組みを講じ、令和８年２月25日付で関係職員に共有した。	措置済	令和８年２月25日
2	貯蔵品に関する会計処理については是正及び改善を求めたもの CONPAS携帯端末の設定に係る委託業務に関する会計仕訳に当たって、本来、委託先からの請求をもって全額を貯蔵品（資産）に計上した後に、付随費用に該当しない管理簿作成等に係る相当額を貯蔵品から委託料（費用）に振り替えるべきところ、委託先から請求を受けた時点で、その全額を貯蔵品ではなく委託料に計上したことにより、令和６年度の財務諸表において、貯蔵品が3,370,000円過少、委託料が同額過大となっていた。 【指摘事項】 １．本法人は、令和７年度決算において貯蔵品の受払帳票である貯蔵品明細表を訂正し、それをもとに財務諸表の貯蔵品残高を適正な残高とされたい。 ２．本法人は、会計処理に当たって誤りやすいポイントを留意事項として取りまとめて関係職員に共有することや、決算整理において事後的に会計帳票と根拠帳票を照合して整合性を確認する旨をチェックリストに加えるなど、会計処理の正確性を確保し、財務諸表が適正に作成される仕組みを講じられたい。	【１】 貯蔵品の受払帳票である貯蔵品明細表を訂正し、令和８年２月19日付で会計帳簿上の貯蔵品残高を適正な残高に修正した。 【２】 会計処理に当たって誤りやすいポイントを留意事項として取りまとめて、決算業務分担表にチェックリストとして加え、令和８年３月24日の社内定例会議において、関係者に共有した。	措置済	令和８年３月24日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第 9 号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 廃棄物の排出に関する事務

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和 8 年 6 月 26 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	積算業務における照査の徹底について改善を求めたもの 抽出した案件の積算業務について確認したところ、次のとおり不備が検出された。 こども青少年局の産業廃棄物（蛍光灯）処理においては、先に処分業務委託を発注して処分業者（処分先）を決定した後、収集運搬業務委託を別発注して収集運搬業者を決定する方法を採用している。 ■下見積の徴取方法について ・収集運搬業務委託の下見積は、別発注の処分業務委託により処分業者（処分先）を決定した上で依頼すべきであったが、処分業者（処分先）を決定する前に下見積を依頼していた。 ・3社に下見積を依頼していたが、そのうち2社の下見積が不存在となっていた。 ■予定価格の算定について ・下見積が1社分しか保管されておらず、見積を比較した経過が確認できない。 ・予定価格を過去の実績価格に近い価格とするため、下見積を参考とせず積算していた。 【指摘事項】 こども青少年局は、積算照査チェックリストを作成するなど、組織として積算照査を適切に実施することができる仕組みを構築されたい。 また、下見積徴取時のルールや見積書の扱いについて比較見積ガイドラインなどを参考に、定期的な研修等により関係職員に周知徹底されたい。	契約予定価格の算定にあたり、組織として適切に積算照査を実施するよう、積算照査チェックリストを作成。令和 8 年 3 月 13 日付けで各課へ周知し、担当課長を含めた複数人で確認を行う仕組みを構築した。 また、6 月 3 日、4 日に実施した「契約事務研修」において、下見積徴取時のルールや見積書の取扱い等について具体的に説明を行い、関係職員への周知徹底を図った。今後も、人事異動等を踏まえ、毎年 6 月頃に実施する当該研修において、継続して本件の周知を行う。	措置済	令和 8 年 6 月 4 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	産業廃棄物管理票（紙）の使用に伴う法令等の遵守について改善を求めたもの 抽出した案件の産業廃棄物管理票（以下「manifesto」という。）の使用状況及び報告書の提出状況を確認したところ、次のとおり不備が検出された。 - 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託において、紙manifestoを使用していた。 - 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）を当該事業場の所在地を管轄の都道府県又は政令市等に提出していなかった。 【指摘事項】 こども青少年局は、監督職員に対し、電子manifesto導入の経緯、設計図書への記載の重要性、電子manifesto使用に係る作業手順について、改めて研修等を実施し、より適切に発注者責任を果たせるよう周知徹底されたい。 また、紙manifestoを使用した場合に必要となる報告書提出をチェックできる体制を構築されたい。	令和3年度の契約管財局及び環境局からの電子manifesto導入にかかる通知について、令和8年3月9日に再度局内で周知を行い、電子manifesto導入の経緯及び設計図書への記載の重要性についての理解促進を図った。併せて、電子manifestoシステムのマニュアルを送付し、作業手順の再確認を行うとともに、総務課において必要に応じて作業に係る個別相談に対応する旨周知するなど、各担当において適切に発注者責務を果たすよう周知を図った。なお、今後毎年6月頃に開催する「契約事務研修」においても、仕様書への適切な記載等について継続して周知を行う。 また、やむをえず紙manifestoを使用した場合に産業廃棄物管理票交付等状況報告が適切になされるよう、年度内のmanifesto交付状況の管理票を作成し、担当課長まで共有することで組織的に管理する仕組みを構築した。	措置済	令和8年3月9日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監8の第9号

監 査 の 対 象：令和7年度監査委員監査 廃棄物の排出に関する事務

所 管 所 属：健康局

通 知 日：令和8年6月1日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	産業廃棄物管理票（紙）の使用に伴う法令等の遵守について改善を求めたもの 抽出した案件の産業廃棄物管理票（以下「manifesto」という。）の使用状況及び報告書の提出状況を確認したところ、次のとおり不備が検出された。 - 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託において、紙manifestoを使用していた。 - 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）を当該事業場の所在地を管轄の都道府県又は政令市等に提出していなかった。 【指摘事項】 健康局は、監督職員に対し、電子manifesto導入の経緯、設計図書への記載の重要性、電子manifesto使用に係る作業手順について、改めて研修等を実施し、より適切に発注者責任を果たせるよう周知徹底されたい。 また、紙manifestoを使用した場合に必要となる報告書提出をチェックできる体制を構築されたい。	- 総務課から各課あて、令和7年12月10日及び令和8年1月23日に、産業廃棄物の排出事業者責任の徹底についてメールにて周知を行った。また、経理課から令和8年1月13日に、廃棄物の排出に関する事務の実績がある担当課あてに、同内容についてメールにて改めて周知を行った。 3月11日から3月25日までの間、監督職員および廃棄物処理の委託業務に携わる職員を対象に、産業廃棄物の処理を委託する際の注意点等について、eラーニングによる研修を実施した。あわせて、やむを得ず紙manifestoを使用する場合の進捗管理に活用可能なツールを作成し、関係者へ周知することで、チェック体制を強化した。なお、当該研修は今後も継続的に実施する。	措置済	令和8年3月26日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第 9 号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 廃棄物の排出に関する事務

所 管 所 属：消防局

通 知 日：令和 8 年 5 月 19 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）登録状況の確認について改善を求めたもの マニフェストの最終処分場所（実績）を入力する際に受注者が誤った事業場の名称を入力していた。また、監督及び検査時にも確認できず、適切な措置が講じられていなかった。 【指摘事項】 消防局は、廃棄物処理法に基づき必要となる電子マニフェストへの登録状況の確認方法などについて、操作マニュアル等を活用して関係職員に改めて周知徹底するとともに、マニフェスト登録項目が適正に入力されていることを確認する仕組みを構築されたい。	- マニフェスト登録項目が適正に入力されていることを確認する仕組みとして、「廃棄物の排出に係る事務フローチャート」及び「廃棄物の処理に係るチェックリスト」を作成した。 - 消防局各課所署に対し、令和 8 年 3 月 9 日付け「産業廃棄物排出に係る事務の留意事項について（通知）」により、事務フローチャート、電子マニフェスト入力要領及び排出責任者チェックリストを周知徹底した。 - 毎年度、産業廃棄物排出に係る事務の留意事項について通知を行い、関係職員へ周知徹底し、再発防止を図る。	措置済	令和 8 年 3 月 9 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第 9 号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 廃棄物の排出に関する事務

所 管 所 属：都市整備局

通 知 日：令和 8 年 5 月 14 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	産業廃棄物を事業場外保管する場合の手続きについて改善を求めたもの 廃棄物に関する条例に基づく届出書の提出状況を確認したところ、令和 6 年度時点では提出が行われていなかった。 【指摘事項】 都市整備局は、廃棄物に関する条例に規定されている必要な届出などについて、研修等により改めて業務担当者に周知徹底された。	建設課団地再生グループの業務担当者を対象に、廃棄物に関する条例で定められた必要な届出等について、令和 8 年 3 月 2 日から 3 日に研修を実施した。 今後は手続き漏れを防ぐため、担当者が異動した場合でも後任へ確実に引き継げるよう、研修等により周知徹底する。	措置済	令和 8 年 3 月 3 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：西区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月 8 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	適切な契約書により契約を締結するよう是正を求めたもの 今回の監査で、西区役所の借入契約に関する書類を確認したところ、調査対象契約である「令和 6 年度西区役所宿直用寝具借入」において、物品借入契約書を使用せず、事業請負見積書をもって代用していた。 【指摘事項】 西区役所は、契約書を作成することの趣旨を改めて認識した上で、物品の借入れでは契約書を使用して契約を締結するよう、関係職員に周知徹底し、運用されたい。	・今回の指摘を踏まえ、契約書作成の趣旨及び物品借入契約における契約書使用の取扱いについて、令和 8 年 2 月 17 日付けで関係職員へ周知するとともに、令和 8 年 2 月 26 日に開催の庶務担当係長会で各課に対し同事案の説明を行い、改めて周知徹底を図った。 ・あわせて、同内容を含む契約関係の注意事項をまとめた資料を作成し、令和 8 年 3 月 25 日に関係職員へ周知を行った。さらに、同周知内容について令和 8 年 3 月 26 日開催の庶務担当係長会にて改めて説明し、かつ、人事異動後には、転入職員にも周知するよう指示するなど、再度の注意喚起を行った。今後は継続的に毎年度当初に周知徹底することで、職員の認識の定着と再発防止を図る。 ・また、令和 8 年度の「宿直用寝具借入」契約については、物品借入契約書（標準契約書）を用いて令和 8 年 4 月 1 日付けで適切に契約締結を行った。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和 8 年 6 月16日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	適切な契約書により契約を締結するよう是正を求めたもの 今回の監査で、こども青少年局の借入契約に関する書類を確認したところ、調査対象契約である令和 6 年度の「大型コンロ 1 ほか 4 点（阿武山学園）借入」において、公募型比較見積の実施に当たり、物品借入契約書を使用することを公告していたものの、実際の契約締結は、物品供給見積書をもって代用していた。 【指摘事項】 こども青少年局は、契約書を作成することの趣旨を改めて認識した上で、物品の借入れでは契約書を使用して契約を締結するよう、関係職員に周知徹底し、運用されたい。	毎年度、こども青少年局契約事務審査会に諮った上で更新・通知する「こども青少年局契約方針」において、契約書作成の意義及び契約種別ごとの契約書の省略可否を追記することとした。 上記の内容を追記した令和 8 年度の「こども青少年局契約方針」について、令和 8 年 3 月 24 日のこども青少年局契約事務審査会で承認を受け、同 26 日付けで局内関係職員に周知した。 なお、契約事務を担当する職員には取り急ぎ当該内容を共有しており、同種の令和 7 年度契約では物品借入契約書を使用して契約を行っている。	措置済	令和 8 年 3 月 26 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：東住吉区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月16日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の徴収について改善を求めたもの 今回の監査で、東住吉区役所の調査対象契約である令和 6 年度の「スキャナー一体型感熱方式拡大機買入」及び「第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における選挙事務従事者用寝具借入」の契約に関する書類を確認したところ、いずれも誓約書がなかった。 東住吉区役所によると、両契約相手方とも本市の入札参加資格を有しており、契約相手方として適切であることから誓約書が不要と認識していたため、誓約書の提出を求めていなかったとのことであった。しかし、いずれの契約についても、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第 1 項第 1 号に定める契約相手方に該当せず、また、同項第 2 号に定める契約内容でもなかった。 【指摘事項】 東住吉区役所は、暴力団排除の関連規程及び誓約書の徴収に関する取扱いを関係職員に周知の上、誓約書が必要な場合に漏れなく提出を受けているか確認する仕組みを構築し、運用されたい。	- 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書について、契約締結に係る決裁に添付するよう統一し、契約担当で、必要な誓約書が漏れなく提出されていることを確認する仕組みとした。 - 関係職員に対し、暴力団排除の関連規程及び誓約書の徴収に関する取扱いとともに、上記の仕組みを令和 8 年 4 月20日に周知した。	措置済	令和 8 年 4 月20日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：都島区役所

通 知 日：令和 8 年 5 月 8 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	仕様書について改善を求めたもの 今回の監査の調査対象契約である、都島区役所の令和 6 年度の宿日直職員用寝具等の借入契約は、4 月 1 日から 1 年間の契約期間であり、仕様書では、毛布を含めた寝具一式を通年借入れ、月に 1 回の交換を行うこととされている。 この契約に関する書類を確認したところ、契約当初に毛布を含めた仕様書に沿った寝具一式を借入れ、契約書どおりに定められた金額が支払われていたが、毛布については、交換が行われていない月があった。 都島区役所によると、寝具の借入れは毎年行っており、毛布については、基本的に夏季は不要であることから、例年、その旨を契約相手方に伝えた上で引き取らせていたが、仕様書の見直しは行っていないとのことであった。 【指摘事項】 都島区役所は、関係職員に対し、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があることを、改めて周知されたい。また、宿日直職員用寝具の借入契約に当たり、季節による必要性を踏まえるなど仕様書の内容を十分に精査の上、実際の運用に合わせた仕様書に見直されたい。	監査指摘を受け、令和 8 年 2 月 18 日に、仕様書の重要性に対する認識不足及び仕様書作成時の検討不足が背景にあったことと、仕様書に基づかない運用により不必要な支出が生じるリスクや、契約手続の公平性・透明性を損ね市民の信頼を低下させるリスクがあることを所属内で共有した。あわせて、契約事務全般に共通する基本事項として、①仕様書は必要な内容・要件が明確となるよう十分に検討のうえ適切に作成すること、②仕様書の内容に基づき履行確認を行うこと、の徹底を関係職員に改めて周知した。 また、宿日直職員用寝具の借入契約について、季節による毛布の必要性等、実際の運用実態を踏まえて仕様書を見直し、仕様要件を明確化した上で、見直し後の仕様に基づき、令和 8 年 1 月 27 日付け公開の公募型比較見積により令和 8 年度契約の事業者選定を実施した。今後は、仕様書で定めた内容どおりに履行されているかを月次の交換等の機会に確認していくとともに、仕様と運用に齟齬が生じないよう、必要に応じて仕様書の見直しを行う。	措置済	令和 8 年 2 月 18 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：此花区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月 4 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	仕様書について改善を求めたもの 今回の監査の調査対象契約である、此花区役所の令和 6 年度の宿日直職員用寝具等の借入契約は、4 月 1 日から 1 年間の契約期間であり、仕様書では、毛布を含めた寝具一式を通年借り入れ、月に 1 回の交換を行うこととされている。 この契約に関する書類を確認したところ、契約当初に毛布を含めた仕様書に沿った寝具一式を借り入れ、契約書どおりに定められた金額が支払われていたが、毛布については、交換が行われていない月があった。 此花区役所によると、寝具の借入れは毎年行っており、毛布については、基本的に夏季は不要であることから、例年、その旨を契約相手方に伝えた上で引き取らせていたが、仕様書の見直しは行っていないとのことであった。 【指摘事項】 此花区役所は、関係職員に対し、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があることを、改めて周知されたい。また、宿日直職員用寝具の借入契約に当たり、季節による必要性を踏まえるなど仕様書の内容を十分に精査の上、実際の運用に合わせた仕様書に見直されたい。	関係職員に対し、仕様書作成の重要性を認識した上で、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があること、また、例年の発注案件であっても仕様書の見直しを適宜行うよう、令和 8 年 2 月 20 日に改めて周知した。 令和 8 年度宿日直職員用寝具の借入れに当たり、仕様書の内容を十分に精査し、季節による必要性を踏まえて 4 月から 10 月は毛布を不要とするよう実際の運用に合わせた仕様書に見直した上で、当該仕様書により令和 8 年 4 月 1 日付けで契約を締結した。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：大正区役所

通 知 日：令和 8 年 5 月19日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	仕様書について改善を求めたもの 今回の監査の調査対象契約である、大正区役所の令和 6 年度の宿日直職員用寝具等の借入契約は、4 月 1 日から 1 年間の契約期間であり、仕様書では、毛布を含めた寝具一式を通年借り入れ、月に 1 回の交換を行うこととされている。 この契約に関する書類を確認したところ、契約当初に毛布を含めた仕様書に沿った寝具一式を借り入れ、契約書どおりに定められた金額が支払われていたが、毛布については、交換が行われていない月があった。 大正区役所によると、寝具の借入れは毎年行っており、毛布については、基本的に夏季は不要であることから、例年、その旨を契約相手方に伝えた上で引き取らせていたが、仕様書の見直しは行っていないとのことであった。 【指摘事項】 大正区役所は、関係職員に対し、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があることを、改めて周知されたい。また、宿日直職員用寝具の借入契約に当たり、季節による必要性を踏まえるなど仕様書の内容を十分に精査の上、実際の運用に合わせた仕様書に見直されたい。	・仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があることを関係職員へ改めて周知するため、令和 8 年 3 月 2 日の管理職情報共有会議において各課長に説明するとともに、同日付けで、各課長及び関係職員に対し通知文を发出した。 ・令和 8 年度の宿日直職員用寝具借入契約の仕様書は、寝具の品目ごとに月別の必要数量を定めるなど、実際の運用に合わせた内容に見直しを行い、当該仕様書に基づき、令和 8 年 3 月 4 日付けで公募型比較見積の公告を実施した。	措置済	令和 8 年 3 月 4 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：西成区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	仕様書について改善を求めたもの 今回の監査の調査対象契約である、西成区役所の令和 6 年度の宿日直職員用寝具等の借入契約は、4 月 1 日から 1 年間の契約期間であり、仕様書では、毛布を含めた寝具一式を通年借り入れ、月に 1 回の交換を行うこととされている。 この契約に関する書類を確認したところ、契約当初に毛布を含めた仕様書に沿った寝具一式を借り入れ、契約書どおりに定められた金額が支払われていたが、毛布については、交換が行われていない月があった。 西成区役所によると、寝具の借入れは毎年行っており、毛布については、基本的に夏季は不要であることから、例年、その旨を契約相手方に伝えた上で引き取らせていたが、仕様書の見直しは行っていないとのことであった。 【指摘事項】 西成区役所は、関係職員に対し、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があることを、改めて周知されたい。また、宿日直職員用寝具の借入契約に当たり、季節による必要性を踏まえるなど仕様書の内容を十分に精査の上、実際の運用に合わせた仕様書に見直されたい。	・令和 8 年 3 月27日に、令和 8 年度予算に係る財務会計システムの入力開始の連絡に合わせて、総務課から各事業担当課へ、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要がある旨を周知した。 ・令和 8 年度宿日直職員用寝具の借入契約に当たり、仕様書を実際の運用に合わせ、夏季（5 月～10 月）は基本的に毛布及び毛布カバーの交換補充は不要とし、季節による必要性を踏まえた内容に見直しを行った。当該仕様書により、令和 8 年 4 月 1 日付けで契約を締結した。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：大阪港湾局

通 知 日：令和 8 年 5 月19日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	検査の記録を残すよう改善を求めたもの 今回の監査で、大阪港湾局の調査対象契約である「令和 6 年度南港魚つり園護岸附設トイレ借入」の検査に関する書類を確認したところ、調査対象契約は検査調書を省略できる契約であったが、検査調書そのものは作成されておらず、また、それに代わる、検査した旨とその日付を記載した納品書等の書類も確認できなかった。 大阪港湾局によると、南港魚つり園の運営受託者からの日報により借入物の存在を確認しており、毎月末の日報により検査を行っているとのことであったが、日報には検査職員が検査した旨とその日付の記載がなかった。 【指摘事項】 大阪港湾局は、物品借入契約において支払をするには、検査手続を適切に実施し、検査に合格する必要があることを所属内で周知されたい。また、検査したことについて対外的な説明ができるように、日報等に検査した旨とその日付を記載するなど、検査を実施したことを確実に記録する仕組みを構築されたい。	物品借入契約において支払をするには、検査手続を適切に実施し、検査に合格する必要があること、及び対外的な説明ができるように検査を実施したことを記録する必要があることについて、令和 8 年 2 月16日付けで所属内に改めて周知を行った。 なお、「令和 7 年度南港魚つり園護岸附設トイレ借入」については、令和 7 年 4 月分から検査調書を作成し、検査の実施状況を適切に記録しているところである。	措置済	令和 8 年 2 月16日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：危機管理室

通 知 日：令和 8 年 6 月 9 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	契約書に基づき支出事務を行うよう是正を求めたもの 今回の監査で、危機管理室の調査対象契約である「令和 6 年度宿直室用寝具一式の借入れ」の支出に関する書類を確認したところ、納品された寝具の実績に応じた金額で四半期ごとに契約相手方から請求を受けて支払っており、支払った賃貸借料金の総額は契約金額と一致しているものの、月額賃貸借料金の 3 か月分となっていないかった。 【指摘事項】 危機管理室は、関係職員に対し、支払に際して、契約書等の関係書類と齟齬がないか確認するよう周知徹底されたい。また、宿直室用寝具一式の借入契約の賃貸借料金について、契約書の支払に関する条項に基づき支払われたい。	関係職員に対し、支払に際して、契約書等の関係書類と齟齬がないか確認するよう令和 8 年 2 月 27 日にメールで周知するとともに、3 月 2 日の所属内課長会で、危機管理課長から各課長に対し、部下職員へ改めて周知徹底するよう指示した。 また、宿直室用寝具一式の借入契約の賃貸借料金については、令和 8 年度契約より契約書の支払に関する条項に基づき月単位で支払うこととし、初回分として、4 月分の賃貸料金を令和 8 年 5 月 20 日に支払った。	措置済	令和 8 年 5 月 20 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第11号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 分担金に関する事務

所 管 所 属：中央区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月19日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	協定書の記載内容について改善を求めたもの 協定書には、役割分担として、大阪市と他の分担者の双方に「本件事業の収支予算に基づく必要経費の分担」等と記載されており、双方の分担が明確に定められていなかった。また、収支報告書において他の分担者とともに複数で分担金を支出していることが確認できたが、収支予算書等には、他の分担者の分担金について記載されておらず、あらかじめ取り決めていることを確認できなかった。 【指摘事項】 1. 中央区役所は、次年度以降、他の分担者の分担金についても、協定書や実行委員会の収支予算書等の書面により、あらかじめ明確にされたい。	本市と他の分担者の役割分担を明確にした協定書を令和 8 年 6 月 1 日付けで締結した。また、協定書の条文において、他の分担者の分担金額を各年度の収支計画の書面により明示する旨を規定し、令和 8 年度の収支計画を令和 8 年 4 月 1 日付けで決定した。	措置済	令和 8 年 6 月 1 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第11号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 分担金に関する事務

所 管 所 属：西成区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	協定書の記載内容について改善を求めたもの 協定書には、大阪市と分担者の事業分担は記載されていたが、事業実施に必要な経費等については、「甲（大阪市）の分担金及びその他の収入、又は甲及び乙による役務並びに物品の提供をもって充てる」と記載されているのみで、金銭に代わる他の分担者の人的・物的分担が明確にされていなかった。 【指摘事項】 2. 西成区役所は、次年度以降、金銭に代わる他の分担者の人的・物的分担が明確となるよう、協定書の見直し等を行われたい。	協定書における大阪市と他の分担者の役割分担に係る条文について、金銭に代わる他の分担者の人的・物的負担を明記し、令和 8 年 4 月 1 日付けで協定を締結した。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日
2	精算書について改善を求めたもの 精算書は支出日順に金額及び支出先を記載した一覧が添付されているのみであり、個別事業ごとの年間経費を把握できる内容となっていなかった。 【指摘事項】 西成区役所は、精算書の様式を見直すなど、個別事業ごとの年間経費を適切に確認できる仕組みを構築されたい。	精算書の様式について、令和 8 年 3 月31日付けで収支予算書の事業費・管理費ごとの年間経費と対比して確認できる仕様に変更した。	措置済	令和 8 年 3 月31日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第12号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 区役所住民情報担当におけるDV等支援措置に関する事務

所 管 所 属：北区役所

通 知 日：令和 8 年 5 月 26 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	支援措置の開始や終了の決裁時に添付する根拠資料について改善を求めたもの 今回の監査で、監査の対象事務における意思決定に係る手続を確認したところ、次のとおりであった。 - 支援措置開始の決定に当たり、相談機関から「申出書に係る確認書」の提出を受けることが困難であったものについては、支援措置開始の決定を行った過去の住所地の市区町村に電話で支援の必要性を聴取しているとのことであったが、電話での聴取内容など支援の必要性を判断した根拠資料が決裁に添付されていなかった。 - 支援措置終了の決定に当たり、支援措置の期間が経過し、支援措置対象者に支援措置の延長の意思がないと判断した根拠資料が決裁に添付されていないものが見受けられた。 【指摘事項】 1. 北区役所は、支援措置の開始や終了について意思決定を行う際は、その判断根拠を明確にする必要があることを関係職員に周知徹底し、意思決定の判断経過について対外的に説明できるように、その根拠資料を決裁に添付する等、確実に記録を残すよう運用された。	支援措置の開始や終了について意思決定を行う際、判断根拠を記録として残す必要があることを、令和 8 年 2 月 27 日に担当内に周知した。 また、意思決定の判断根拠となる資料として「DV等支援措置に関する事務チェックリスト」を策定し、決裁時に同チェックリストを添付するように改め、同年 3 月 2 日より運用を開始した。 あわせて、今回の指摘事項等について、同年 3 月 2 日開催の「北区役所課長打合せ」で情報共有を行った。	措置済	令和 8 年 3 月 2 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第12号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 区役所住民情報担当におけるDV等支援措置に関する事務

所 管 所 属：東淀川区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月10日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	支援措置の開始や終了の決裁時に添付する根拠資料について改善を求めたもの 今回の監査で、監査の対象事務における意思決定に係る手続を確認したところ、次のとおりであった。 ・ 申出書を受け付けたとき、決裁権者による口頭承認によって支援措置の開始を決定し、申出者に支援措置を決定した旨の通知を即日交付することが常態化し、文書による決裁を事後に受けていた。 ・ 支援措置開始の決定に当たり、相談機関から「申出書に係る確認書」の提出を受けることが困難であったものについては、相談機関や支援措置の決定を行った過去の住所地の市区町村に電話で支援の必要性を聴取しているとのことであったが、電話での聴取内容など支援の必要性を判断した根拠資料が決裁に添付されていなかった。 ・ 支援措置終了に際し、令和 7 年 9 月頃まで、事務処理マニュアルで定められた終了予定通知を送付しておらず、東淀川区役所によれば、支援措置対象者へ電話でその旨を連絡していたとのことであったが、その記録がないものが見受けられた。また、決裁において、延長の意思がないと判断した根拠資料の添付がないものが見受けられた。 【指摘事項】 2. 東淀川区役所は、支援措置の決定に当たっては、必ず事前に決裁権者の決裁を受けるよう関係職員に周知徹底されたい。 また、支援措置の開始や終了について意思決定を行う際は、その判断根拠を明確にする必要があることを関係職員に周知徹底し、意思決定の判断経過について対外的に説明できるように、その根拠資料を決裁に添付する等、確実に記録を残すよう運用されたい。	・ 事務手順について、事務処理マニュアルで定められているとおり、決裁権者の決裁を受けてから、支援措置の決定を行うよう見直した。 ・ また、決裁を行う際の起案用紙の改訂を行い、支援措置開始において必要となる根拠資料が添付されているかを確認するチェック欄、支援措置終了において終了予定通知の送付日や延長の意思がないことを確認した記載欄を設けた上で、判断経過について対外的に説明できるよう確実に記録を残すこととした。 ・ 上記について、令和 8 年 3 月25日の担当内会議において、関係職員へ周知徹底し、担当職員を増員の上、令和 8 年 4 月 1 日より運用している。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日
2	支援措置対象者の終了日の管理及び関係市区町村に対する通知について改善を求めたもの 今回の監査で、支援措置終了に係る手続を確認したところ、東淀川区役所が決定した支援措置対象者のうち、支援措置終了の意思決定を行っておらず、本籍地の区役所へ支援措置終了通知を送付していなかったものが見受けられた。 その結果、支援措置の期間が経過しているにもかかわらず、戸籍の附票の写しの発行制限措置がなされたままの事案が複数の区役所で検出された。 【指摘事項】 東淀川区役所は、支援措置の終了日の管理を適切に行う仕組みを構築し、支援措置を延長しない場合、適時に終了の決定を行い、関係する市区町村へ漏れなくその旨を通知するよう運用されたい。	・ 令和 8 年 1 月 5 日付けでシステムが改修され、支援措置対象者あて終了予定通知が支援措置終了日の前々月にシステムから配信帳票で出力されるようになった。これにより送付の決裁時に、申出書の受付簿と当該通知を照合し、漏れなく送付できているか複数人で確認することで、支援措置対象者の終了日の管理を適切に行う仕組みを構築した。 ・ 送付後、当該通知の写しと申出書一式を別冊で管理し、支援措置対象者から連絡がない場合は、その翌々月に支援措置終了の意思決定を行い、関係する市区町村へ支援措置終了通知書を送付することとした。 ・ 上記について、令和 8 年 3 月25日の担当内会議において、関係職員へ周知を行い、担当職員を増員の上、令和 8 年 4 月 1 日より運用している。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第13号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 公印管理に関する事務

所 管 所 属：水道局

通 知 日：令和 8 年 5 月 27 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	公印管理に関する規程を適切に整備するよう是正を求めたもの 今回の監査において、実際の公印の印影と規程に定められた内容を比較したところ、次のとおりであった。 ・「総務部長印」、「工務部長印」、「水質試験所長印」及び「場長印（柴島浄水場・庭窪浄水場・豊野浄水場）」について、文字の配列が規程のひな型と異なっていた。 ・「納入通知書専用局長印」及び「水道料金等領収局長印」について、規程の書体と異なっていた。 ・「施設保全センター所長印」及び「水質試験所長印」について、現行の組織名称と異なっていた。 【指摘事項】 1. 水道局は、本指摘の対象となった公印について、規程のひな型等と公印の印影の相違を解消するよう、整備されたい。 2. 水道局は、本指摘の対象となった公印のうち、使用予定のない公印については廃止を検討し、廃止しない場合は規程と公印の印影が合致するよう整備されたい。	今回指摘を受けた公印を含め、保有する公印について、その必要性と形式を検討、整理し、次のとおり措置を講じた。 【1】令和 8 年 3 月 2 日付け「大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程」を公布し、規程のひな型等と公印の印影の相違を解消した。 【2】令和 8 年 3 月 2 日付け「大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程」を公布し、使用予定のない公印については廃止し、廃止しないものは規程と公印の印影を合致させた。 ○解消した相違等一覧 (公印を廃止したもの) ・総務部長印・工務部長印・東部水道センター所長印・西部水道センター所長印・南部水道センター所長印・北部水道センター所長印・柴島浄水場長印・庭窪浄水場長印・豊野浄水場長印・施設保全センター所長印・水質試験所長印・給与事務専用局長印・公共料金支払専用局長印・試験成績証明専用局長印 (規程上の書体を一致させたもの) ・納入通知書専用局長印・水道料金等領収局長印	措置済	令和 8 年 3 月 2 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	公印廃止の手続について改善を求めたもの 今回の監査において、令和6年度以降に廃止された公印を確認したところ、「水道局長印（電子公印）」について、当該公印を取り扱うお客さまサービス課では、法務監査担当課長との公印廃止に係る協議を行い、承認を受けていたものの、局長の決裁を受けていなかった。 【指摘事項】 水道局は、公印廃止に係る意思決定が適切に実施されるよう、定められた手続を関係職員に周知し、運用されたい。	本事案の発生については、法務監査担当課長との協議後、別途局長決裁を行うという手続の複雑さも原因であったと考えられるため、令和8年3月2日付け「大阪市水道局公印、記章及び証票規程の一部を改正する規程」を公布し、従来、公印の新調・廃止については法務監査担当課長との協議の上、局長決裁をとる必要があったところ、規程改正により、公印の新調・廃止を行う場合は、法務監査担当課長合議の上、局長決裁を取るよう運用を変更し、総務課法務監査担当から関係職員に周知した。 指摘事項を受け、お客さまサービス課（当該公印管理課）において次のとおり対応を行った。 ・令和6年度に廃止した「水道局長印（電子公印）」についての廃止決裁を令和8年2月9日に行った。 ・総務課法務監査担当からの運用変更に係る令和8年3月2日付け「公印押印事務の見直しについて」の通知に基づき、担当者間で内容の確認を行った。（令和8年3月3日） ・上記通知に沿って公印の新調・廃止に係る留意事項を再整理し、公印台帳の副本にとじ（令和8年3月3日）、常に担当者が目に触れるようにして、正しく手続を行えるよう取り組んでいる。	措置済	令和8年3月3日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第13号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 公印管理に関する事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和 8 年 7 月 3 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	公印管理に関する規程を適切に整備するよう是正を求めたもの 今回の監査において、実際の公印の印影と規程に定められた内容を比較したところ、次のとおりであった。 ・「教育委員会教育長職務代理者印」について、規程の寸法と異なっていた。 ・「教育委員会教育長印（学校運営支援センター用）」及び「教育委員会教育長職務代理者印」について、文字の配列が規程のひな型と異なっていた。 ・「教育委員会印（一般文書用）」（縦版）について、規程のひな型に記載のある文字が公印にはなかった。 ・「教育委員会事務局印」（縦版）について、廃印台帳の簿冊に綴り替えられており、実態として廃止の取扱いとなっていたが、規程には当該公印の記載が残っていた。 【指摘事項】 1. 教育委員会事務局は、本指摘の対象となった公印について、規程のひな型等と公印の印影の相違を解消するよう、整備されたい。 2. 教育委員会事務局は、廃止の取扱いとなっている公印について、速やかに規程を改正されたい。	【1】現状、「教育委員会教育長職務代理者印」、「教育委員会印（一般文書用）」（縦型）及び「教育委員会教育長印（学校運営支援センター用）」について、規程上のひな型と公印の印影の文字列や寸法が異なっている。 ・「教育委員会教育長職務代理者印」について、規程上の寸法を実態に合わせるため、教育委員会会議に諮った上で令和 8 年 5 月 18 日に規則改正を行った。 ・「教育委員会教育長印（学校運営支援センター用）」及び「教育委員会教育長職務代理者印」について、規程上の文字の配列を実態に合わせるため、教育委員会会議に諮った上で令和 8 年 5 月 18 日に規則改正を行った。 ・「教育委員会印（一般文書用）」（縦版）について、大阪市公印規則にある他の所属印（縦版）と表記を統一するため、教育委員会会議に諮った上で令和 8 年 5 月 18 日に規則改正を行った。 【2】今回の指摘を受けて改めて確認したところ、「教育委員会事務局印」の縦版と横版の 2 つの公印が廃止の取扱いとなっていたことから、当該公印については、教育委員会会議に諮った上で令和 8 年 5 月 18 日に規則改正を行った。	措置済	令和 8 年 5 月 18 日
5 (1)	公印審査時の確認等を確実にを行うよう改善を求めたもの 今回の監査において、公印の押印を要する決裁文書等を確認したところ、次のとおりであった。 ・教育委員会教育長が締結した一部の契約書において、本来「教育委員会教育長印」を押印すべきところ、誤って「教育委員会印」を押印していた。 ・印影印刷を行った職員証の交付に係る一部の決裁において、定例決裁簿に記載されている押印通数・箇所数と決裁に添付されている職員証交付願や交付予定の職員証（写し）の数とが一致していなかった。 【指摘事項】 教育委員会事務局は、公印審査に係る手続を改めて関係職員に周知の上、公印取扱責任者等の意識向上を図り、公印を押印した文書の確認、決裁文書と浄書との照合及び公印審査の記録を確実にを行うよう徹底されたい。	・令和 8 年 5 月 18 日に、公印を押印した文書の確認、決裁文書と浄書との照合及び公印審査の記録を確実にを行うよう徹底するため、公印審査に係る手続を、改めて、公印を取り扱う教育委員会事務局職員と学校園の校長等公印取扱責任者に周知を行った。 ・局内の休職等を除く文書事務に携わる全ての職員に対して、総務局資料「文書事務研修（公印編）」を教材とした研修を依頼し、各担当から提出された研修実施報告により、令和 8 年 6 月 30 日に研修が完了したことを確認した。 ・文書主任には、「文書事務研修（公印編）」に加えて「文書主任研修」を教材とした研修を依頼し、各文書主任から提出された研修実施報告により、令和 8 年 6 月 30 日に研修が完了したことを確認した。 ・公印審査を確実にを行うため、総務課から公印取扱責任者に対して、公印審査に関するチェックリストの実施を依頼し、公印取扱責任者から提出されたチェックリストにより、令和 8 年 6 月 30 日に各担当での状況を確認した。	措置済	令和 8 年 6 月 30 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第13号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 公印管理に関する事務

所 管 所 属：行政委員会事務局

通 知 日：令和 8 年 5 月14日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	公印管理に関する規程を適切に整備するよう是正を求めたもの 今回の監査において、実際の公印の印影と規程に定められた内容を比較したところ、次のとおりであった。 ・「人事委員会委員長職務代理者印」について、文字の配列が規程のひな型と異なっていた。 ・「選挙長の印」を定める大阪市選挙関係事務執行規程について、当該印を押印した文書の真正性を第三者に証するためには、同規程にひな型だけではなく、書体及び寸法についても定めを置くべきところ、その定めがなかった。 【指摘事項】 1. 行政委員会事務局は、本指摘の対象となった公印のうち、使用予定のない公印については廃止を検討し、廃止しない場合は規程と公印の印影が合致するよう整備されたい。 2. 行政委員会事務局は、「選挙長の印」について、書体及び寸法を新たに定める等、規程を改正されたい。	【1】令和 8 年 3 月25日開催の人事委員会において、「人事委員会委員長職務代理者印」を廃止するための「大阪市人事委員会公印規則」の一部改正（案）を付議し、承認された。 当該改正については、令和 8 年 4 月 1 日付けで公布の上、同日施行し、当該公印を廃止した。 【2】令和 8 年 3 月10日開催の市選挙管理委員会において、「選挙長の印」の書体及び寸法を新たに定めるための「大阪市選挙関係事務執行規程」の一部改正（案）を付議し、承認された。 当該改正については、令和 8 年 3 月17日付けで公布の上、同日施行し、書体及び寸法を定めた。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第13号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 公印管理に関する事務

所 管 所 属：市会事務局

通 知 日：令和 8 年 5 月 7 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5 (2)	公印審査の記録を確実にを行うよう改善を求めたもの 今回の監査において、公印の押印を要する決裁文書等を確認したところ、次のとおりであった。 - 一部の紙決裁文書において、公印審査欄への文書主任や公印取扱責任者の押印がないものがあった。 - 電子決裁文書においては、公印審査の情報をシステム上の決裁に登録する必要があるところ、一部に、標題名が類似する別の決裁に誤って登録しているものや、公印審査の情報を決裁に登録していないものがあった。 【指摘事項】 市会事務局は、公印審査に係る手続を改めて関係職員に周知の上、公印審査に係る決裁文書への記録を確実にを行うよう徹底されたい。	- 今回の監査を受けて、令和 8 年 2 月 25 日、局内の全職員に対して公印審査の記録を確実にを行うことをメールで周知した。 - また、令和 8 年 3 月 11 日、局内の課長級以下を対象に、公印の押印手続（公印審査）について、庁内ポータルに掲載されている文書事務研修資料（公印編）を改めて確認するようメールで周知した。 - 今後は、決裁過程で文書主任が公印情報登録の有無を確認の上、押印が必要な決裁について、公印審査が完了し適切に押印されたかを最終確認することで再発防止に努めていく。	措置済	令和 8 年 3 月 11 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第14号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 8 年 7 月 3 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	財務会計システムに記録しない場合の物品管理ルール遵守については正及び改善を求めたもの 経済戦略局の物品担当課と会計室との協議により、一部の物品は、財務会計システムに登録せず、備品一覧で管理する運用が認められていることが判明したが、会計室との協議内容とは異なり、指定管理者が平成24年度以降に買替（更新）を行った物品について、財務会計システムに登録されておらず、備品一覧には、取得価格や受入年月日等の記載がなく、買替時に品名、品質等の情報も更新されていなかった。 【指摘事項】 1. 経済戦略局は、会計室との協議事項について、留意事項を含め正しく理解した上で、平成24年度以降に同局スポーツ部所管の各指定管理者施設で購入した物品について、品名、品質、取得価格等を調査し、備品台帳等の整理方針を決定の上、当該方針に基づき適切に対応されたい。 2. 経済戦略局は、今後同様の事象が発生しないよう、とりわけ標準的な事務手続とは異なる事務処理を行う場合には、組織的なチェックが行える仕組みを構築されたい。	【1】 ・会計室との協議事項について、総務課とスポーツ課で認識の共有を図った。 ・会計室との協議事項に基づき、平成24年度以降に同局スポーツ部所管の各指定管理者施設で購入した物品について、令和 8 年 3 月 4 日にスポーツ課から指定管理者に対し、品名、品質等を調査し更新するよう周知した。 ・令和 7 年度までに更新した物品のうち、見込価格が 5 万円以上のものは価格を調査する。あわせて、財務会計システムへの登録が必要な物品については、令和 8 年度中に同システムへ登録する。これらの取扱い方針を、4 月 3 日付で「指定管理施設における備品等の管理について（方針）」として策定し、関係職員間で共有した。 ・今後の備品一覧及び備品台帳の整理方針については、5 万円以上のものは財務会計システムに登録し、5 万円未満のものは備品一覧の記載内容を随時更新することとし、令和 8 年 3 月 24 日にスポーツ課から指定管理者へ周知した。 【2】 指定管理者及びスポーツ課による現物確認とは別に、総務課にて毎年度、スポーツ施設の中から無作為に施設を選定し、現地で物品確認調査を行う総務課モニタリング実施時において、物品確認調査時に指定管理者から更新した物品の聴き取りを実施し、総務課にて適正に財務会計システムに反映されているか確認を行うよう、令和 8 年 4 月 3 日に物品調査リストに確認項目を追加した。	措置済	令和 8 年 4 月 3 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの ・本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 【指摘事項】 1. 経済戦略局は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。 2. 経済戦略局は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。	【1】 ・スポーツ課では、指定管理施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があること及び年度区分の考え方について、令和8年3月24日に本市物品管理マニュアルを用いて指定管理者へ改めて周知を行った。 ・総務課から指定管理施設を所管する担当課に対し、指摘事項について令和8年4月16日に周知し、備品管理の徹底を図った。 【2】 ・スポーツ課から帰属調整が必要な物品がある場合は本市へ報告するよう令和8年3月4日に指定管理者へ周知を行った。 ・現状、調整が必要な物品は出てきていないが、今後も引き続き、帰属調整が必要な場合は指定管理者と調整を行い、本市に帰属するものは備品一覧または備品台帳へ登録し、指定管理者へ帰属するものは指定管理者のものとなるように管理することとした。 ・また、現在高調査が漏れなく実施できるよう、指定管理者が全品確認を行ったものについて、スポーツ課で施設巡回時に複数点ピックアップして現物照合を行う。また、備品台帳と備品一覧を定期的に照合する方針を策定し、今後も継続して実施するため、スポーツ課で現物照合を行う巡回の際に使用する確認用資料に、令和8年4月3日に策定した「指定管理施設における備品等の管理について（方針）」を添付する仕組みとした。	措置済	令和8年4月16日
5	現在高調査の記録について改善を求めたもの スポーツ部所管指定管理者施設における現在高調査報告において、物品取扱員に提出する物品現在高調査表は全指定管理者施設分を一括して作成しており、調査担当者欄等には代表者氏名のみの記載で、実際に現物確認した担当者等の記録や全件の現物確認を実施した証跡は残されていなかった。 【指摘事項】 経済戦略局は、毎年度実施すべき現在高調査において、実施者及び実施状況を後日確認できるように実施記録を確実に残す仕組みを構築し、運用されたい。	・毎年度実施する現在高調査において、スポーツ課で実施者及び実施状況を後日確認できるように実施記録に実施日、実施者及び実施状況等を記載することとし、確実に記録を残すよう令和8年4月3日に策定した「指定管理施設における備品等の管理について（方針）」で定めた。 ・具体的には、令和7年度の調査は令和8年3月に行った各施設の巡回において現在高調査の実施記録を残す仕組みを構築のうえ、財務会計システムに登録している物品について、スポーツ課職員で全品調査を行っている。なお、令和8年度以降の調査は、指定管理者が全品確認を行ったものについて、スポーツ課で施設巡回時に複数点ピックアップして現物照合し、それぞれの実施記録を残すこととした。 ・実施した際の記録については、物品現在高調査にかかる回答の決裁に添付することとし、令和8年5月21日付で実施した。	措置済	令和8年5月21日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第14号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和 8 年 6 月 29 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	備品台帳の不適切削除の是正及びチェック体制の改善を求めたもの クラフトパークの備品一覧に記載され、かつ実在している物品のうち、所管所属の備品台帳から約600件の物品が登録削除されており、その中には取得価格が100万円以上の重要物品も含まれていた。 【指摘事項】 1. 教育委員会事務局は、誤って削除した物品について備品台帳への再登録をされたい。 2. 教育委員会事務局は、今回の事案を重く受け止め、適正な物品管理の徹底に向けて職員への再教育の実施など所属内の意識向上を図られたい。 3. 教育委員会事務局は、登録の削除を行う際には、決裁手続の過程において書面により状況を確認するなど、複数人によるチェックや、備品台帳と備品一覧との差異を把握し是正できるよう、定期的に照合が適切に行える仕組みを構築されたい。	【1】誤って削除した物品については、再度現物確認を行った上で令和 8 年 3 月 31 日に備品台帳への再登録を完了した。 【2】会計規則に基づく適正な物品管理を徹底するため、物品の適正な管理について「物品管理マニュアル」のルール of 遵守と徹底を図るよう、指定管理施設担当職員のみならず、改めて所属内の職員へ令和 8 年 4 月 13 日に周知した。 【3】備品台帳の登録・削除に当たっては、複数人で現物確認を行った上で決裁手続を進めることを徹底する。また、備品台帳と備品一覧の差異を把握し是正できるよう、年 1 回、両者の照合を実施し、必要な是正を行う運用を定着させる。これらの取扱いについては、毎年度 4 月に関係職員へ周知することとし、令和 8 年度は 4 月 13 日に改めて周知し、チェック体制の強化を図った。	措置済	令和 8 年 4 月 13 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの ・備品台帳に登録されている物品の現物が確認できなかった。 ・本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 【指摘事項】 1. 教育委員会事務局は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。 2. 教育委員会事務局は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。	【1】指定管理施設担当職員に今回の事案について共有を行い、今後、同様の事案が発生しないよう再発防止の観点から改めて「物品管理マニュアル」の再確認と会計規則に基づく物品の管理を徹底するよう令和8年3月26日に周知を行った。また、クラフトパークの指定管理者及び関係する他の指定管理者へも令和8年4月10日に情報共有を行った。 【2】指定管理者と物品の帰属調整を行い、令和8年3月31日に、現物に合わせた備品台帳及び備品一覧の整備を完了した。 現在高調査が漏れなく実施できるよう、年に一度、備品台帳と備品一覧との整合性について確認を行い、差異がある場合には速やかにその原因について確認を行い、適切な物品管理をする仕組みを構築した。具体的には、「指定管理者制度の運用に係るモニタリング・評価マニュアル」の業務チェックシートに年に1度の備品台帳と備品一覧の照合の項目を追加し、関係する他の指定管理施設も含め、令和8年4月10日に周知を行った。	措置済	令和8年4月10日
4	現在高調査の調査方法について改善を求めたもの クラフトパークでの現在高調査の実施状況を確認したところ、全件を確認しなければならないにもかかわらず、備品一覧に記載されている物品が約1,200件と多いことから、所管部署職員が50件から100件程度を抽出して、指定管理者とともに現物確認を実施していた。 【指摘事項】 教育委員会事務局は、指定管理者施設においても会計規則に基づく物品管理が必要であることを関係職員及び指定管理者に周知するとともに、毎年度の現在高調査に当たっては、指定管理者施設で保管する物品と備品台帳に記載された物品の全件について確実に現物照合を実施できる仕組みを構築し、運用されたい。	指定管理施設担当職員に「物品管理マニュアル」の再確認を行うとともに、これまでの現在高調査方法を見直し、会計規則に基づく物品の管理を徹底するよう令和8年3月26日に周知を行った。また、クラフトパークの指定管理者及び関係する他の指定管理者へも同様に令和8年4月10日に周知を行った。 また、今後は現在高調査に当たっては、指定管理施設で保管する物品の備品一覧と本市の備品台帳に記載された物品の全件について、年に一度現物照合を行い、差異がないか確認することを徹底させる。万一、相違がある場合には速やかに現物確認を行うなど適切に物品の管理を行うことを徹底する。具体的には、「指定管理者制度の運用に係るモニタリング・評価マニュアル」の業務チェックシートに年に1度の全件の現物照合の項目を追加し、関係する他の指定管理施設も含め、令和8年4月10日に周知を行った。	措置済	令和8年4月10日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第14号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

所 管 所 属：西区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月 25 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの ・取得価格が 5 万円以上と見込まれる物品について、備品一覧には登録されているが備品台帳には登録されていなかった。 ・本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 【指摘事項】 1. 西区役所は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。 2. 西区役所は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。	・令和 8 年 2 月 6 日開催の区役所附設会館調整会議において、改めて「指定管理者制度運用に係るガイドライン（令和 7 年 12 月（改訂版））」の写しを提供するとともに、「物品管理マニュアル」「指定管理者制度の運用に係るガイドライン（令和 7 年 12 月（改訂版））」に基づき、指定管理者に対面にて情報共有及び注意喚起を行った。また、物品の適正な管理について令和 8 年 4 月 20 日に通知を発出し、関係職員へ改めて注意喚起を行った。さらに、令和 8 年 4 月 23 日に開催の庶務担当係長会で各課に対し同通知の説明を行い、改めて周知徹底を図った。 ・これまでに取得した物品含め、備品台帳及び備品一覧表について現物確認のもと整備を進め、会議室等が一般利用の予約で埋まっていることにより現物確認できていなかった備品等について、令和 8 年 4 月より指定管理者となった事業者と令和 8 年 4 月 30 日に確認を行い、備品台帳及び備品一覧の整備を完了した。なお、これまでに取得した物品の帰属調整についても完了している。また、現物確認の時期を毎年 6・9・12・3 月と定め、今後も継続的に指定管理者とともに物品の現物確認を漏れなく行うことを令和 8 年 5 月 1 日の調整会議で確認した。	措置済	令和 8 年 5 月 1 日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第14号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

所 管 所 属：市民局

通 知 日：令和 8 年 6 月 30 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの 本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 【指摘事項】 1. 市民局は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。 2. 市民局は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。	【1】市民局男女共同参画課内関係職員に対しては、課員全員が参加する月次定例会（3月9日実施分）において監査指摘事項等と併せて周知を行った。 指定管理者担当職員には、「指定管理者制度の運用に係るモニタリング・評価マニュアル」に基づいて年間4回実施する調整会議（2月19日実施分）において周知を行った。 【2】未登録であった物品（2件）のうち1件については、取得年月日及び取得価格が不明ではあるものの、定価等から取得価格が5万円以上であったと推察されることから、新たに備品台帳へ登録した（令和8年3月26日受入登録）。 残り1件については、取得年月日、取得価格及び価格算定が不明であったため、当局にて価格評価方法を検討し、現在同様の備品を取得とする際の取得価格を参考に価格を設定し、新たに備品台帳へ登録した（令和8年5月13日受入登録）。 今回の指摘を受け、今後備品台帳等に未登録の備品が生じることがないように、指定管理者と連携し、備品一覧の異動状況を適宜更新し月次報告を求めるとともに、年1回の備品現在高調査時等においてチェックリストを用いて備品台帳等に未登録の備品がないかを定期的に確認する体制を令和8年5月19日付けで構築した。	措置済	令和8年5月19日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第15号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 株式会社大阪水道総合サービス

所 管 所 属：水道局

通 知 日：令和 8 年 6 月 30 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	固定資産の計上について改善を求めたもの 経理規程細則によると、「取得価額が10万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理する」と規定されているが、法人では、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産も、取得時に費用として処理していた。 【指摘事項】 本法人は、固定資産に関するあるべき会計処理を整理し、固定資産の処理方法の見直しや経理規程細則の改定等、適切な対応を行われない。	経理規程細則と経理処理との間に生じている齟齬については、令和 7 年11 月 1 日付けで経理規程細則第21条を次のとおり改定した。 「ただし、耐用年数が 1 年未満又は取得価額が20万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理することも可能とする」を追記した。	措置済	令和 7 年11 月 1 日
2	固定資産の現状調査について改善を求めたもの 本法人では、固定資産の現状調査は、固定資産管理部署へ電話調査を実施し、調査結果を固定資産台帳に反映して総務担当課長決裁を得ているが、固定資産台帳には固定資産の現状調査に関する情報（実施日や実物を確認した職員など）は記録されていなかった。 【指摘事項】 本法人は、固定資産の現状調査において、現物確認の実施者、確認方法、確認日時などを書面で記録し、適切な固定資産の管理が実施できる仕組みを構築されたい。	固定資産の現状調査については、新たに経理規程細則に定めた固定資産確認表を現地の担当者に送付し、現地の担当者は確認表と現物を照合の上、確認表に現物確認の実施者、確認方法、確認日時などを書面に記録し、経理担当者がその報告内容を確認するという仕組みを令和 7 年度決算より構築し、令和 7 年度分の固定資産の实地照合を令和 8 年 3 月 31 日に実施した。	措置済	令和 8 年 3 月 31 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	団体に対する指導監督について改善を求めたもの 水道局は、「水道管等の維持管理業務」について、受託可能な民間事業者が存在しないため、本市が100%出資している本法人に段階的に受託させることとなった。本法人は、法人規模と比較して小さくはない準備コストが生じていたが、準備コスト負担の在り方について、水道局と本法人の双方で十分に協議・整理された事実は確認できなかった。 【指摘事項】 水道局と本法人は、水道局が令和8年度以降、緊急対応、管路維持、用地保全等、本法人にノウハウがない業務について、入札にすることができずに本法人に委託する場合には、新規人員採用コストをはじめとする受託体制構築に要するコストも含め、負担の在り方（分担）についてそれぞれ検討の上、双方で協議し、書面に残されたい。 また、水道局は、今後、団体の経営に大きく影響を及ぼす大規模事業委託を行う場合には、事業担当部署のみならず監理担当部署も一体となり、団体の自律的な運営に配慮し、準備期間も含めて適切に業務委託を進めることができるような仕組みを構築されたい。	本件監査指摘の前提となった管路保全業務の試行実施に係る事前の人材確保（以下「本件人材確保」という。）は、当該団体において、従前から取り組んできたことの一環である。具体的には、令和6年度から令和8年度までの中期計画の策定時に、今後の受注拡大に対応するために人材等のリソースをあらかじめ拡充しておく必要があるとの認識のもと、戦略的な先行投資を行う方針を掲げており、令和6年度から他都市の新規案件受託を見据えた人材の拡充を進め、令和7年度に本件人材確保を実施したものである。 指摘事項に対する措置として、当該団体の経営に大きな影響を及ぼす大規模事業の委託を行うに当たっては、事業担当部署から委託内容の提示を受けた団体が、自らの中長期的な経営戦略を踏まえ、その実施方法や収支への影響を検討の上で当該担当部署と協議を行い、その後、監理担当部署がその内容を確認することとした。当該フローは令和8年6月16日に開催された大阪市水道局外郭団体監理委員会にて審議し、決定した。 なお、団体との協議や合意事項等については、引き続き、その最終的な結果を団体が策定する中期計画、年度計画に反映するとともに、検討内容及び当該協議の過程についても、内容に応じて必要なものを文書化し、適切に管理していくこととした。	措置済	令和8年6月16日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第16号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 クリスタ長堀株式会社

所 管 所 属：建設局

通 知 日：令和 8 年 6 月19日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	地下街運営事業者へのモニタリングについて改善を求めたもの 団体は、経営企画書で定める全ての項目とその結果を対比する形での報告を求めておらず、個々の取組が計画どおりにできているかを容易に確認できない状況であった。取組の未実施がないことは確認できたが、経営企画書に基づく取組ごとの履行状況の確認や進捗管理をする仕組みとしては不十分な状況であった。 【指摘事項】 団体は、運営事業者に対して、経営企画書の計画と実績を対比する形式での報告書を定期的に求める等、運営事業者の業務が計画に基づき適切に進捗していることを管理監督できる仕組みを構築し、モニタリングを徹底されたい。	地下街運営事業者の経営企画書で定める全ての項目について、その実績を漏れなく容易に確認できるような報告書(営業・販促実績確認表)を毎年度提出させるとともに、四半期ごとの月例報告会で全ての項目について対比的にその進捗状況を確認する。上記について令和 8 年 3 月16日の月例報告会で確認した。	措置済	令和 8 年 3 月16日
2	自立運営に向けた取組について改善を求めたもの 四半期ごとに外部有識者を交え経営監視を行う会議、及び同会議に先立ち、所管所属が団体の経営状況などを確認する会議の会議録により、次期中期計画以降の長期的な視点での質疑がなされていること、今後の経営のあり方等に関する検討を始めていることは確認できた。しかし、所管所属と団体との間における具体的な議論の内容については、確認できなかった。 【指摘事項】 所管所属と団体は、経営のあり方などについて将来を見据えてより具体的な議論を進め、議論の過程・内容を記録として残す仕組みを構築し、経営に当たられたい。	団体の経営安定に向けて、課題認識の共有と対応方針の整理を行う会議体（定例会議）を令和 8 年 3 月24日付で新たに設置し、建設局及び団体が経営状況・取組状況・課題等に関する報告および議論を定例的（四半期ごと）に行い、議論の経緯や内容について、整理・記録を行っていく仕組みを構築した。	措置済	令和 8 年 3 月24日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 8 の第17号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 西大阪高速鉄道株式会社、大阪港埠頭株式会社

所 管 所 属：大阪港湾局

通 知 日：令和 8 年 7 月 2 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	貯蔵品の管理について改善を求めたもの 本法人が公益社団法人大阪港振興協会に預けている貯蔵品（記念楯）について、管理責任の範囲や善管注意義務、故障・汚損時の対応、セキュリティ確保などについて規定した書面が取り交わされておらず、不測の事態が生じたときの責任の所在について確認できなかった。 【指摘事項】 本法人は、貯蔵品の預託の在り方について、管理条件を両方で十分に協議の上、書面にて明確化し共有すること、又は貯蔵品を本法人施設にて一元管理することのいずれかにより、運用を見直されたい。	貯蔵品の預託を見直し、当社施設において一元管理することとした。これに伴い、令和 8 年 2 月 25 日付で公益社団法人大阪港振興協会に預託していた貯蔵品（記念楯）を当社施設へ引き取った。今後、新たに貯蔵品を取得した場合は、原則として当社施設において一元管理する。なお、預託しなければならない必要性が生じた時には、使用頻度等を含めて、その必要性を十分に精査し、預託するに際しては明確なルールを定めた文書を取り交わす。	措置済	令和 8 年 2 月 25 日